

◆ モーター・ラブホテル営業に関する風俗適正化法上の関係条文（抜粋）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（昭和23年7月10日 法律第122号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 （略）

1～5 （略）

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一～三 （略）

四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

五～六 （略）

7～9 （略）

第3条～第18条 （略）

（接客従業者に対する拘束的行為の規制）

第18条の2 接待飲食等営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で客に接する業務に従事する者（以下「接客従業者」という。）に対し、接客従業者でなくなった場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務（利息制限法（昭和29年法律第100号）その他の法令の規定によりその全部又は一部が無効とされるものを含む。以下同じ。）を負担させること。

二 その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させた接客従業者の旅券等（出入国管理及び難民認定法第2条第五号の旅券、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証その他求人者が求職者の本人確認のため通常提示を求める書類として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を保管し、又は第三者に保管させること。

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者は、接客業務受託営業を営む者が当該接客業務受託営業に関し第5条の2の規定に違反する行為又は売春防止法第9条、第10条若しくは第12条の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となっているものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

第19条～第26条 （略）

（営業等の届出）

第27条 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別（第2条第6項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 店舗型性風俗特殊営業の種別

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 2 前項の届出書を提出した者は、当該店舗型性風俗特殊営業を廃止したとき、又は同項各号（第三号を除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があつたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）

第28条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第7条に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを営んではならない。

- 2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止することができる。

3 第1項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に前条第1項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。

- 4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業（第2条第6項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）の深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）における営業時間を制限することができる。

5 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

一 次に掲げる区域又は地域（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）を表示すること。

イ 第1項に規定する敷地（同項に規定する施設の用に供するものと決定した土地を除く。）の周囲200メートルの区域

ロ 第2項の規定に基づく条例で定める地域のうち当該店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域

二 広告制限区域等において、人の住居にビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること。

三 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

四 広告制限区域等以外の地域において、人の住居（18歳未満の者が居住していないものを除く。）にビラ等を配り、又は差し入れること。

五 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、18歳未満の者に対してビラ等を頒布すること。

六 前各号に掲げるもののほか、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法

- 6 前項第一号から第五号までの規定は、第3項の規定により第1項の規定又は第2項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

7 第5項第1号の規定は、同号の規定の適用に関する第1項の規定又は同号ロの規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物（当該施行又は適用の際現に前条第1項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。）について

は、当該施行又は適用の日から1月を経過する日までの間は、適用しない。

- 8 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにしなければならない。
- 9 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならない。
- 10 第18条の2の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。
- 11 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 当該営業に関し客引きをすること。
 - 二 営業所で18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
 - 三 18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。
 - 四 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

第29条～第51条 (略)

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令

(昭和59年11月7日 政令第319号)

第1条～第2条 (略)

(法第2条第6項第四号の政令で定める施設等)

第3条 法第2条第6項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 レンタルルームその他個室を設け、当該個室を専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設
- 二 ホテル、旅館その他客の宿泊(休憩を含む。以下同じ。)の用に供する施設であつて、その食堂(調理室を含む。以下同じ。)又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しないもの(前号に該当するものを除く。)

収容人員の区分	床 面 積	
	食 堂	ロ ビ ー
30人以下	30平方メートル	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル	40平方メートル
51人以上	50平方メートル	50平方メートル

- 2 法第2条第6項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げる施設(客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。)につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 客の使用する自動車の車庫(天井(天井のない場合にあつては、屋根)及び2以上の側壁(ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。)を有するものに限るものとし、2以上の自動車を収容することができる車庫にあつては、その客の自動車の駐車のために供する区画された車庫の部分を用いる。以下同じ。)が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造
 - 二 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面に出入口を有する構造
 - 三 客の宿泊する個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設(当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。)に通ずる出入口を有する構造
- 3 法第2条第6項第四号の政令で定める設備は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(以下「特定用途鏡」という。)で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計

- が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備
- 二 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備
 - 三 第1項第一号に掲げる施設にあつては、前二号に掲げるもののほか、長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの
- （法第2条第6項第五号の政令で定める物品）

第4条 法第2条第6項第五号の政令で定める物品は、性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものとする。

- 一 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物
- 二 前号に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
- 三 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体
- 四 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

第5条～第18条（略）

○ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則**

（昭和60年1月11日 国家公安規則 第1号）

第1条～第25条（略）

（営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法）

第26条 法第18条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

第27条～第36条（略）

（営業所に立ち入つてはならない旨等を明らかにする方法）

第36条の2 法第28条第8項（法第31条の3第1項及び法第31条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定により18歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（法第31条の3第1項及び法第31条の8第1項において準用する場合にあつては、18歳未満の者が客となつてはならない旨。以下この項において「営業所に立ち入つてはならない旨等」という。）を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等を公衆のわかりやすいように音声により告げることとする。

2 店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所周辺に表示する広告物（法第28条第5項第一号の広告物をいう。次項において同じ。）であつて、当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は当該店舗型性風俗特殊営業の種類のみを表示するもの（当該店舗型性風俗特殊営業所の所在地を簡易な方法により表示するものを含む。）については、前項の規定にかかわらず、18歳未満の者がその営業所に入つてはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を公衆の見やすいように表示することができる。

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第28条第9項の規定により18歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入り口に表示している場合には、前2項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入り口周辺又は内部に表示する広告物に18歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

（準用規定）

第36条の3 第26条の規定は、法第28条第9項の規定による表示について準用する。

第37条～第49条（略）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈基準

(平成11年2月 警察庁生活安全局)

第1～第4 (略)

第5 店舗型性風俗特殊営業の定義について (法第2条第6項関係)

1～3 (略)

4 モーター、ラブホテル等 (法第2条第6項第四号)

(1) 法第2条第6項第四号に規定する施設の要件は、次のとおりである。

ア 専ら異性を同伴する客の宿泊 (休憩を含む。) の用に供する施設であること。

イ 令第3条第1項に定める施設であること。

ウ 令第3条第2項又は第3項に定める構造又は設備を有する個室を設ける施設であること。

なお、ウについては、すべての個室について当該構造又は設備を有する必要はないと解される。

したがって、一般の旅館・ホテルが対象となることはない (なお、イ、ウは、一般の旅館・ホテルが対象とならないことを明確にするために定めたものである。)

(2) 令第3条第1項第二号の床面積の要件は、専ら異性同伴の客の用に供するものであり、かつ、特殊な構造又は設備を有する旅館・ホテルであっても、一般の旅館・ホテルとしても十分な程度のものであり、この床面積の算出方法も、この趣旨にかんがみ、一般の旅館・ホテルを基礎として算出することとしている。

(3) 令第3条第1項第二号中「食堂 (調理室を含む。)」は、現に宿泊客に食事を提供する用に供されている施設でなければならず、その用に供されていないものまで含める趣旨ではない。また、食堂 (調理室を含む。) の面積は、一つの食堂 (調理室を含む。) について計算するものであり (客が食事をする場所 (いわゆる食堂) と調理室が一体となり又は隣接している場合には、これらの面積を合算して計算するものとする。)、いくつかの食堂の総和をいうものではない。

なお、当該施設において相互に関係のない多数の宿泊客に食事を提供する場所として常時利用されている宴会場等は、「食堂」と解するものとする。

(4) 令第3条第1項第二号中「ロビー」は、客との面接に適するフロント、玄関帳場等に付属して設けられる施設であって、ロビーとフロント等とが相互に容易に全体の見通しのきく構造を有するものであり、すべての客がその中において、又はその隣接した廊下等を通り、客待ちに利用できるような位置に設けているものをいう。

また、ロビーの面積は、一つのロビーの面積をいう。

(5) 令第3条第1項第二号中「収容人員」の数は、次の各号に掲げる数を合算して算定するものとする。

ア 洋式の室にあつては、当該室にあるベッド数 (二人用のベッドにあつては、当該ベッドの数に2を乗じた数) に対応する数

イ 和式の室にあつては、室の数に2を乗じた数

(6) 収容人員30人以下のものにあつては、食堂 (調理室を含む。) が30平方メートル以上であり、かつ、ロビーが30平方メートル以上のもの、収容人員31人から50人までのものにあつては、食堂 (調理室を含む。) が40平方メートル以上であり、かつ、ロビーが40平方メートル以上のもの、収容人員51人以上のものにあつては、食堂 (調理室を含む。) が50平方メートル以上であり、かつ、ロビーが50平方メートル以上のものでなければ、それぞれ令第3条第1項第二号の施設に該当することとなる。

(7) 令第3条第2項各号列記以外の部分の括弧書きの趣旨は、異性同伴の客の用に供するものであり、かつ、特殊な構造を有する旅館・ホテルであっても、旅館業法上の義務以上に特段の「フロント業務」を行うものについては、規制の対象から除外する趣旨であり、その内容は厳格に解しなければならない。要するに、一流のホテルの「フロント業務」と同程度の行為を常態として行っているものを規制から除外する趣旨である。

(8) 令第3条第2項中「面接」とは、営業者や従業者が宿泊しようとするすべての客 (乳幼児を除く。) の上半身までをはっきりと見、対面して言葉を交わす等して、その客の人となりを確認する程度のこ

とをいい、客が車から降りて行わなければならないものである。

- (9) 令第3条第2項中「フロント、玄関帳場その他これらに類する設備」とは、モーターの特殊性にかんがみ、すべての客が必ず通過する場所に設けられ、かつ、客との面接に適するものでなければならない。
- (10) 令第3条第2項各号列記以外の部分の括弧書きの施設には、施設内に入った後や施設を出る際に客と十分な時間をかけてこれらの行為を行う施設を含む。
- (11) 令第3条第2項第一号中「区画された車庫の部分」とは、ブロック等により仕切られているもの、白線等により駐車場所が個々に区分されているもの等をいう。
- (12) 令第3条第2項第一号中「個室に接続する」とは、直接接続している場合又はこれと同視できる程度に密接している場合をいう。
- (13) 令第3条第2項第二号中「近接して」とは、当該個室と当該車庫の対応関係が明らかな程度でものをいう。
- (14) 令第3条第2項第三号中「通路に主として用いられる」施設には、専用の通路のほか、客の共用に供せられる部分が含まれていても、その共用部分が少ないものも含まれる。
- (15) 令第3条第2項第三号中「容易に見通すことができる」とは、通常人が通常の姿勢でほぼ全体を見通すことができることをいう。
- (16) 令第3条第3項第一号中「横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡」とは、ホテル等の寝室等に備え付けてある鏡で、ベッドの脇やベッドの真上の天井に取り付けてあるもの等、客が自分たちの横臥している姿を見るためのものであり、一般の旅館、ホテルにある鏡台、洗面所の鏡等のように、通常客が身繕い等をするための用に供するだけの鏡を含まない。
- (17) 令第3条第3項第一号中「専ら異性を同伴する客の性的好奇心をそそるために設けられた設備」とは、例えば、ガラス張り等になっていて客室の中から内部を見ることが出来る浴室、SM用の設備、横臥している人の姿態を撮影することのできるビデオカメラ等がこれに当たる。
- (18) 令第3条第3項第三号中「長いすその他の設備」とは、長いすのほか、人が横臥することができるスペースを有する台等をいう。

5 (略)

第6～第10 (略)

第11 風俗営業の規制について (法第9条、第15条、第16条、第18条の2及び第24条関係)

1～2 (略)

3 広告及び宣伝の規制

(1) 外形等

ア 法第16条は、主として清浄な風俗環境の保持を図るために設けられたものであるが、憲法上、表現の自由及び営業の自由が保障されていることにかんがみ、視覚に訴える広告又は宣伝を規制する場合は、公衆の目に触れやすいものの規制に限る。

(ア) 公道、駅前広場等多数の人間が通行する場所で行われる場合にあつては、当該広告物等が、付近(数メートル程度離れた場所)にいる人間に判別できる程度のものとする。ただし、プラカードを持って移動する場合のように、広告物自体を移動させる場合にあつては、すぐ近くで判別できるものであれば足りる。また、ビラ配り等公衆の各人に手渡す場合は、ビラ等の大きさを問わない。

(イ) 公衆電話等公衆が特定の目的のために利用する場所における広告又は宣伝は、当該場所を利用する人間が利用の際に広告物等の内容を判別することができるものであれば足りる。

イ 聴覚に訴える広告又は宣伝を規制する場合は、通常周囲の騒音との関係で、付近にいる公衆が聞くことのできる程度のものを規制の対象とする。

(2) 内容

ア 清浄な風俗環境を害する等この法律の目的に反するものに限る。

イ 視覚に訴える広告・宣伝にあつては、典型的には衣服を脱いだ人の姿態や性交、性交類似行為、性器等を描写するもの、営業所内でひわい行為が行われていることを表すもの等が規制の対象となる。

ウ また、聴覚に訴える広告・宣伝にあつては、その内容がひわいな場合等が規制の対象となる。ま

た、著しく大きな騒音を発生させている場合は、騒音に関する遵守事項の違反となり得るほか、本条の違反ともなる。

工 なお、単に店名及び料金のみを表示する広告・宣伝、単に色彩が派手である広告・宣伝等は規制の対象とならない。また、建物の外観は、それが広告又は宣伝に当たるものと解されない限り、本条による規制の対象となるものではない。

4～5 (略)

第12 性風俗特殊営業の届出について (法第27条第1項、第31条の2第1項及び第31条の7第1項関係)

1 一般的留意事項

店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業は、それぞれ別個の営業であるから、これらの営業を兼業して営もうとする場合には、そのいずれについても都道府県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) に営業開始の届出書を提出する必要がある。

2～3 (略)

第13 店舗型性風俗特殊営業の規制について (法第28条関係)

1 店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域等

(1) 法第28条第3項中「これらの規定」の「適用」とは、例えば、法の施行後特定の土地に学校が建設されることとなった場合等において、その場所における店舗型性風俗特殊営業について同項の規定が適用されることになった場合等をいう。

(2) 法第28条第3項の規定の適用対象となる「当該店舗型性風俗特殊営業」とは、当該規定の施行又は適用の際現に営んでいる店舗型性風俗特殊営業の範囲内の営業を意味するものであり、営業所の新築、移築、増築等をした場合には、その店舗型性風俗特殊営業については同項の適用はなくなる。

2 広告及び宣伝の規制

(1) 規制の内容

ア 法第28条第5項第一号の「広告物」の定義のうち、「常時又は一定の期間継続して」とは、営業所の入り口に掲げられた店名を表示する看板のように常時表示されるものや、路上で人が持っているプラカードのように一定の期間表示されるものであることを要するという趣旨である。したがって、通常はビラやパンフレットの類はここにいう広告物に当たらないと考えられるが、これらが電話ボックスに貼られたり、電話ボックス内に置かれることにより一定の期間継続して当該電話ボックスを利用する者の目に留まる状態にある場合には、広告物に該当することになる。「公衆」とは、不特定又は多数の者を意味する。

また、「広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」には、広告塔、広告板、建物の壁面、自動車等に掲出され、又は表示されたもののほか、ネオンサイン、アドバルーン、電光掲示板、プラカード等がこれに当たり、一定の場所に固定されているか、移動するかは問わない。

イ 法第28条第5項第二号の「ビラ等」には、ビラ、パンフレットのほか、これらに類する広告又は宣伝の用に供される文書図画がこれに当たり、これには、当該営業の呼称等が記載されたポケットティッシュ、カード等が含まれる。

なお、通常の形態で販売されている新聞、雑誌、書籍等は、通常は広告又は宣伝の用に供されるビラ、パンフレットに類するものとはいえないことから、一般的には「ビラ等」に当たらない。

ウ 法第28条第5項第六号の場合を除き、広告物及びビラ等の内容はひわいな物等に限られず、店舗型性風俗特殊営業につき広告又は宣伝をするためのものであると認められる場合には、法第28条第5項による規制の対象となり得る。したがって、単に営業所の名称のみが記載されている広告物又はビラ等であっても同項の規制の対象となり得る。

また、営業所の名称が記載されていない広告物であっても、それが特定の店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝のためのものであると認められる場合には、同項の規制の対象となり得る。ただし、郵便受箱に表示された会社の名称等広告又は宣伝の目的で公衆に表示されているとはいえないもの

については、同項の規制の対象とはならない。

エ 法第28条第5項第二号で禁止される行為は、具体的には、人の住居にビラ等を置いたり、郵便受箱に差し入れることなどであり、人の住居にビラ等を置いたり、郵便受箱に差し入れた時点で違反が成立する。

なお、ビラ等を郵便物として配達させた場合等であっても、同号違反となる。

オ 法第28条第5項第三号で禁止される行為は、同項第二号に掲げるもののほか、ビラ等を不特定又は多数の者に配布する目的で現に一人以上の者に配布することをいい、特定少数の者を通じて当然又は成り行き上不特定又は多数の者に配布されるような状況下で当該特定少数の者に配布した場合も含まれる。頒布の方法としては、直接手渡す方法によるもののほか、一定の場所にビラ等を置き、自由に持ち帰ることを期待するような方法による場合も含まれる。

カ 法第28条第5項第六号で禁止される行為についての考え方は、同号の規制が「営業所周辺」に限定されていないことを除けば、風俗営業に関する広告及び宣伝の規制についての考え方と同様である（第11中3を参照すること。）。

(2) 店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等で店舗型性風俗特殊営業を営むことができる者に関する特例

ア 法第28条第6項中「営業所の外周」とは、当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外側に沿った周り及びこれを取り巻く部分をいい、当該営業所が一棟の建物の区分された部分である場合には、当該一棟の建物の共用部分及び当該建物の外側に沿った周りを含む。

イ 法第28条第6項中「営業所の内部」とは、18歳未満の者を客として立ち入らせることが禁止されている営業所内をいう。

ウ 法第28条第6項の規定により適用が除外されるのは、同条第5項第一号から第五号までの規定であるから、当該営業所の外周に表示される広告物であっても、同項第六号に掲げる方法で広告又は宣伝をすることはできない。

(3) 新たに広告制限区域等となった場合の特例

法第28条第7項の規定は、新たに広告制限区域等となる地域において既に表示されている広告物について、撤去までの猶予期間を設けたものである。この規定により適用が除外されるのは、同条第5項第一号のみであるから、猶予期間中であっても同項第六号に該当する方法で広告物を表示することはできない。

(4) 18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を明らかにする方法

ア 法第28条第8項の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき広告又は宣伝を行う場合のすべてを対象とするものである。したがって、広告物又はビラ等により広告又は宣伝を行う場合だけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して広告又は宣伝を行う場合等も対象となる。

イ 法第28条第8項の規定により18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第36条の2第1項に規定するとおりであり、原則として個別の広告又は宣伝ごとに行う必要があるが、例えば、複数の店舗型性風俗特殊営業が雑誌等に広告又は宣伝を掲載する場合には、これらの広告又は宣伝に共通する事項として18歳未満の者が当該営業の営業所に立ち入ってはならない旨の文言を公衆の見やすいように表示することも可能である。

ウ 施行規則第36条の2第2項の「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は当該店舗型性風俗特殊営業の種類のみを表示するもの」とは、営業所の名称又は営業所の種類のいずれかを表示するもののほか、営業所の名称及び営業の種類をいずれも表示するものも含む。また、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地を簡易な方法により表示するもの」とは、営業所周辺の略図、営業所の方向を示す矢印等をいう。

エ 施行規則第36条の2第3項を設けた趣旨は、営業所の入り口に18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨が表示されている場合に、当該表示をもってその周辺に表示される広告物に18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を表示しないことができることとするものであるから、同項中「営業所の入り口周辺」とは、当該表示の直近の範囲内をいう。

3 (略)

第14～第27 (略)